

義務付け・枠付けの見直しに関する
愛知県の条例整備について

平成25年8月

愛知県知事政策局企画課

取組の経緯等

地方分権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方自治体に義務付けてきた「法令による」基準、施策等を、地方自治体が「条例の制定等により」自ら決定し、実施するように改めることが必要となる。

こうした法令による義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次から第3次までの一括法^{*}等により、進められてきた。

これに伴い、愛知県においても、地域特性に応じた特色ある条例の制定等に取り組んでいる。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

第1次一括法（H23.4.28）成立

- ・ 公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任等 41 法律の改正

第2次一括法（H23.8.26）成立

- ・ 公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任等 160 法律の改正

第3次一括法（H25.6.7）成立

- ・ 民生委員の定数の基準の条例委任等 74 法律の改正

見直し後の法令による基準（3類型）

※ 条例で異なる内容を定めることが許容される程度に差異

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準	○「標準」とは、通常よるべき基準	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準
	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内であればならない	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒合理的な理由がない場合は違法	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法

取組の意義・効果

地域特性に応じた特色ある条例の制定等を通じて、

- ・ 地域特有の問題（子育て支援、地域活性化等）の解決
- ・ きめ細やかな住民サービスの提供
- ・ 効率的な予算執行（公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等）

などにつながり、地方分権改革の成果が具体化。

県庁をあげた検討体制

- ・ 条例整備の必要性の検討 (H21. 12～)
- ・ 関係部局での条例整備の検討 (条例所管課、分権担当課、法務担当課での合同ワーキング) (H23. 6～)
- ・ 条例整備に向けての取組方針の周知 (H23. 9～)

- ① 基準設定について説明責任を果たすこと
- ② デュー・プロセスを経ること (審議会、検討会議等で外部有識者から意見聴取、市町村、関係団体からの意見聴取、パブリックコメントの実施 など)
- ③ 経過措置の活用による十分な検討と周知
- ④ 市町村への配慮 など

県条例の整備状況

◎は県独自の基準を規定した条例

23年11月議会 (2条例)

- ◎愛知県県営住宅条例
- 認定こども園の認定の要件を定める条例

24年2月議会 (4条例)

- ◎道路構造の技術的基準を定める条例
- 水道法施行条例
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例
- 愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等に関する条例

24年6月議会（1条例）

- ◎県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

24年9月議会（6条例）

- ◎移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- ◎移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
- 愛知県都市公園条例
- 愛知県流域下水道条例
- 特定都市河川浸水被害対策法施行条例

24年12月議会（10条例）

- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◎養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◎指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ◎指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ◎指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ◎保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◎婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 医療法施行条例
- 愛知県食品衛生条例
- 職業能力開発促進法施行条例

25年2月議会（1条例）

- 愛知県県営住宅条例

目次

◎ 1	道路構造	1
◎ 2	道路標識	2
◎ 3	公営住宅の入居	3
4	公営住宅の整備	4
◎ 5	高齢者、障害者等の移動等の円滑化	5
◎ 6	児童福祉施設の設備及び運営	6
◎ 7	特別養護老人ホーム等の設備及び運営	7
◎ 8	障害者支援施設等の設備及び運営	8
◎ 9	保護施設等の設備及び運営	8
10	認定こども園の認定	9
11	水道技術管理者等の職員資格	9
12	高齢者、障害者等の移動等の円滑化による信号機等の設置	10
13	有料自動車駐車場の利用に関する標識	10
14	指定猟法禁止区域等を表示する標識	11
15	都市公園の設置	11
16	流域下水道の構造	12
17	雨水貯留浸透施設等を表示する標識	12
18	病院及び診療所の人員配置及び施設基準等	13
19	食品衛生検査施設の設備及び運営	13
20	公共職業能力開発施設の行う職業訓練	14

1 道路構造

平成 24 年 4 月 1 日施行

第 1 次一括法による改正の概要

地方道（都道府県道・市町村道）の構造に関する車線の幅員等の一般的技術基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、道路法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 設計車両（道路設計の基礎となる自動車の寸法等）、設計自動車荷重（橋、高架の道路等の荷重条件）、建築限界については、従来どおり政令に基づく

国の基準 政令（道路構造令）

・車道の幅員（車線、中央帯、路肩） ・歩道の幅員 ・歩道等の横断勾配 等



参考すべき基準

愛知県の基準

対象：県道

愛知県独自基準

○都市部のみ縮小可能であった交差点における車線の幅員を、地方部についても縮小可能に

交差点部の直線車線の幅員の縮小〈第 3 種道路を追加〉
交差点部の屈折車線の幅員の縮小規定を新設

直線車線 3.25m→3m（第 3 種：地方部）
屈折車線 3m→2.5m など

※ ただし、周辺に建造物があること等により用地の取得が困難であることその他の特別な理由によりやむを得ない場合に限る。

・右折レーンの設置を容易にし、交通渋滞の緩和や交通事故の減少へ。

○停車帯の幅員を 2.5m から 1.5m を標準とすることを明確化

・停車帯を利用した「すり抜け車両」や「違法駐車」を抑制し、交通事故の減少へ。



2 道路標識

平成 24 年 7 月 6 日施行

第 1 次一括法による改正の概要

地方道（都道府県道・市町村道）に設置される案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに関する基準は、従来は国の府省令で全国一律に規定されていたが、道路法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の 50%まで縮小可能

※ 色、形状については、従来どおり全国一律

国の基準 府省令（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令）

- ・案内標識（高速道路）：3 倍まで拡大できる
- ・規制標識及び指示標識：2 倍まで拡大、2 分の 1 まで縮小できる 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県道（自動車専用道路を除く）

愛知県独自基準

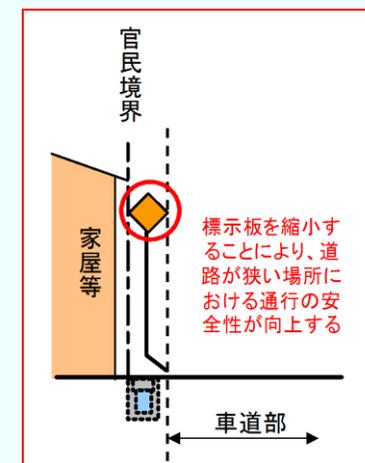
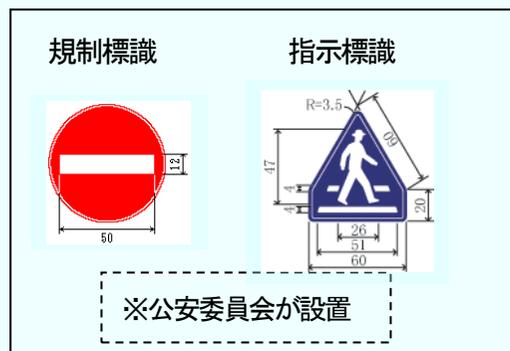
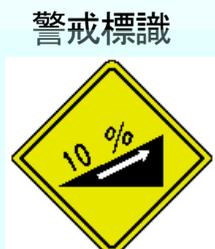
○道路状況に応じて、案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法を 1/2 まで縮小可能に

- ・道路幅員が狭い箇所における通行の安全性を向上させる。

（参考）※ 従来から国の基準の 50%まで縮小可能



※道路管理者が設置



3 公営住宅の入居

第1次一括法による改正の概要

平成24年4月1日施行（同居親族要件等）、平成25年4月1日施行（入居収入基準）

公営住宅の入居基準は、従来は国の法令で全国一律に規定されていたが、公営住宅法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 政令（公営住宅法施行令）

・入居資格収入基準

- (1) 本来の入居対象者（「本来階層」）の収入基準（所得月額15.8万円以下で条例で定める額）
- (2) 特に居住の安定を図るべき者（「裁量階層」）の収入基準（所得月額25.9万円以下で条例で定める額）及び資格要件（心身の状況や世帯構成などの事情を勘案し特に居住の安定を図る必要がある者）

・従来の同居親族要件（単身者は原則対象外）は廃止

《改正前》 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族があること

単身入居者資格：老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令（60歳以上の者、身体障害者、生活保護者、DV被害者など）で定める者

参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県営住宅

愛知県独自基準

○住宅の入居状況を踏まえ、改めて同居親族要件を規定

・現在の県営住宅は世帯向けの間取りとなっている。また、現在の応募倍率は7倍程度で推移していることから、同居親族要件を継続する。

○離職退去者（解雇等に伴い居住が不安定化する者）について、単身者での入居を可能に

・従来、一部の住戸について入居が認められている単身者（60歳以上の者、身体障害者、生活保護者、DV被害者 など）の範囲を拡大し、離職退去者について、セーフティネットの観点から配慮。

○入居収入基準は、改正前の基準のとおり規定

- ・本来階層の所得月額15.8万円、裁量階層の所得月額21.4万円
- ・収入基準額の引き上げや裁量階層の対象範囲の拡大は、更なる応募倍率の上昇や、低額所得者の入居を阻害するおそれがあり、適切ではない。

4 公営住宅の整備

平成 25 年 4 月 1 日施行

第 1 次一括法による改正の概要

公営住宅の整備基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、公営住宅法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 省令（公営住宅等整備基準）

- ・整備の方針（安全等を考慮し、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備）
- ・住戸の基準（1 戸あたりの床面積の合計（今回の改正に合わせて、原則として、19 m²以上から 25 m²以上に改められた）等）
- ・共同施設の基準（児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない）等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県営住宅

○省令で定める基準のとおり規定

- ・1 戸の床面積 25 m²以上という基準は、適切な範囲であると考えられる。また、国の基準は、公営住宅が備えるべき定性的な内容に係る基準が中心であり、特に問題となる点はないため、基準のとおりとした。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化

第2次一括法による改正の概要

平成24年10月16日施行

特定道路及び特定公園施設に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー法）の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

- ※ 特定道路とは、生活関連経路（高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設間を結ぶ道路）を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が、通常、徒歩で行われる道路であり、国土交通大臣が指定したもの
- ※ 特定公園施設とは、都市公園の出入口と主要な公園施設等との間の経路及び駐車場との間の経路を構成する園路及び広場 等

国の基準 省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）

（特定道路）・歩道（有効幅員は2m以上、縦断勾配は5%以下、舗装は水はけの良いもの）
（特定公園施設）・園路（縦断勾配は5%以下、幅員は原則180cm以上、階段を設ける場合は傾斜路を併設） 等



参考すべき基準

愛知県の基準

愛知県独自基準

道路の構造に関する基準

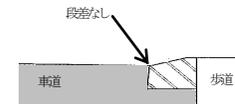
対象：特定道路に指定されている県道

○横断歩道に接続する歩道等の縁端について、車椅子使用者の通行に支障のない構造にすることを規定

- ・国基準は、車道等と歩道の段差は2cmを標準としているが、愛知県で適用している「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の基準では、段差なしとなっているため、本県では独自基準として規定。

（車椅子使用者の通行に支障のない構造の参考例）

交差点又は横断歩道において車道と接する部分の構造の例



公園施設の設置に関する基準

対象：県の都市公園

○休憩所及び管理事務所の出入口の幅について、120cm以上とし、やむを得ない場合は1つ以上を90cm以上にすることを規定

- ・国基準は、出入口の幅は120cm以上、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は80cm以上であるが、愛知県で適用している「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の基準では、出入口の幅について、1つ以上は90cm以上となっているため、本県では独自基準として規定。

6 児童福祉施設の設備及び運営

第1次・第2次一括法による改正の概要

平成25年4月1日施行

児童福祉施設（保育所、児童館等）の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、児童福祉法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

国の基準 省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

- ・設備の基準（屋外の遊戯場の面積は幼児1人当たり3.3㎡以上 等）
- ・運営の基準（防災計画の策定 等）



参酌すべき基準

- ・保育士の配置基準（0歳児は乳児3人当たり保育士1人を配置 等）
- ・居室の面積基準（0、1歳児の乳児室の面積は1人当たり1.65㎡以上、ほふく室の面積は1人当たり3.3㎡以上 等）
- ・人権侵害の防止に関する基準（入所者を平等に扱う原則、虐待等の禁止 等）



従うべき基準

愛知県の基準

対象：県内全域（政令市は適用外、中核市における保育所、助産施設等一部は適用外）

愛知県独自基準

○【保育所】乳児室の面積基準を0、1歳児（2歳未満児）1人当たり 3.3㎡以上（省令：1.65㎡以上）

※3年間の経過措置あり

- ・国基準は、ほふくしない子ども1人当たり1.65㎡以上、ほふくする子ども1人当たり3.3㎡以上であるが、日々変化する子どもの状態からほふくの有無を判断するのは困難であり、わかりにくい基準となっているため、本県では、ほふくの有無にかかわらず1人当たり3.3㎡以上とする。

○【認定こども園である保育所】満3歳短時間利用児 30人につき1人以上職員を配置

（省令：35人につき1人以上の職員を配置） ※満4歳以上短時間利用児も同様

- ・本県の「認定こども園の認定の要件を定める条例」に規定する現行の職員配置に関する認定要件との整合性を図るもの。

○「非常災害対策」の拡充

- ・災害対策における「非常災害」について「震災、風水害、火災その他の非常災害」と具体的に例示
- ・非常災害に備えるため、市町村、他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備の努力義務を規定 等

○「記録の保存」の整備

- ・利用者の処遇に係る記録の保存年限を明示（5年）

7 特別養護老人ホーム等の設備及び運営

平成25年4月1日施行

第1次・第2次一括法による改正の概要

特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)等の設備及び運営に関する基準等は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、老人福祉法、介護保険法及び社会福祉法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

国の基準 省令(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等)

【特別養護老人ホーム】(指定介護老人福祉施設)

- ・居室の定員(1人(必要と認められる場合は2人))
- ・設備の基準(廊下の幅は片廊下1.8m以上、食堂の面積は入所者1人当たり3㎡以上 等)
- ・運営の基準(当該施設の介護の方針等運営規程で定めるべき重要事項 等)



参酌すべき基準

- ・職員の配置の基準(施設長(社会福祉事業に2年以上従事した者等)1人、入所者3人当たり介護職員1人以上 等)
- ・居室の面積基準(入居者1人当たり10.65㎡以上)
- ・人権侵害の防止に関する基準(身体的拘束等の禁止 等)



従うべき基準

愛知県の基準

対象：県内全域(政令市・中核市は適用外)

愛知県独自基準

○【特別養護老人ホーム】居室の定員は1人。ただし、地域の実情等に応じて必要と認められる場合は2人以上4人以下とする。(省令：1人(必要と認められる場合は2人))

・改築の場合等において、入居者の費用負担や入居希望者の意向等を踏まえた地域の実情等に応じて、必要と認められる場合は、柔軟な対応ができるようにするため。

○「非常災害対策」の拡充

- ・災害対策における「非常災害」について「震災、風水害、火災その他の非常災害」と具体的に例示
- ・非常災害に備えるため、市町村、他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備の努力義務を規定

○「記録の保存」の整備

- ・利用者の処遇に係る記録の保存年限を延長(省令：2年 → 5年)、報酬に係る記録の保存年限を明示(5年)

※ 「非常災害対策」の拡充、「記録の保存」の整備については、老人福祉施設(養護老人ホーム、軽費老人ホーム)、介護保険施設(介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設)等においても規定

8 障害者支援施設等の設備及び運営

第1次・第2次一括法による改正の概要

平成25年4月1日施行

指定障害児入所施設、指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、児童福祉法及び障害者総合支援法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

- ※ 省令（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等）は条例を制定する際の基準
- ※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

愛知県の基準

対象：県内全域（政令市・中核市は適用外）

愛知県独自基準

- 「非常災害対策」の拡充
 - ・ 災害対策における「非常災害」について「震災、風水害、火災その他の非常災害」と具体的に例示
 - ・ 非常災害に備えるため、市町村、他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備の努力義務を規定
- 「記録の保存」の整備
 - ・ 報酬に係る記録の保存年限を明示（5年）

9 保護施設等の設備及び運営

第2次一括法による改正の概要

婦人保護施設：平成24年12月21日施行、保護施設：平成25年4月1日施行

保護施設、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、生活保護法及び社会福祉法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

- ※ 省令（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等）は条例を制定する際の基準
- ※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

愛知県の基準

対象：県内全域（政令市・中核市は適用外）

愛知県独自基準

- 「非常災害対策」の拡充
 - ・ 災害対策における「非常災害」について「震災、風水害、火災その他の非常災害」と具体的に例示
 - ・ 非常災害に備えるため、市町村、他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備の努力義務を規定
- 「記録の保存」の整備
 - ・ 利用者の処遇に係る記録の保存年限を明示（5年）

10 認定こども園の認定

第1次一括法による改正の概要

平成24年4月1日施行

認定こども園の認定基準は、従来は国の法令で全国一律に規定されていたが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 認定こども園の入所又は入園資格については法律、認定こども園の表示については文部科学省・厚生労働省告示

(認定こども園の入所又は入園資格)

- ・幼稚園にあつては、教育時間終了後に、保育に欠ける幼児に対する保育を行うこと 等



従うべき基準

(認定こども園の表示)

- ・認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県内全域（現在16施設を認定）

○法律で定める入所又は入園資格に関する基準のとおり規定

○告示で定める表示義務に関する基準のとおり規定

- ・認定こども園の入所又は入園資格、認定こども園の表示について、施設の運営上の利便を考慮し、基準のとおりとした。

11 水道技術管理者等の職員資格

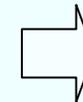
第2次一括法による改正の概要

平成24年4月1日施行

水道技術管理者・水道布設工事監督者の職員資格に関する基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、水道法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 政令（水道法施行令）

- ・10年以上水道に関する実務経験を有する者
- ・高校で土木科を修め、かつ7年以上水道に関する実務経験を有する者
- ・大学で土木工学（水道工学・衛生工学）を修め、かつ2年以上水道に関する実務経験を有する者 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県が経営又は設置する水道（水道用水供給事業者：企業庁、専用水道の設置者：がんセンター中央病院、心身障害者コロニー等）

○政令で定める基準のとおり規定

- ・県は水道法に基づき民間を指導する立場（改善の指示、給水停止命令）であり、県が経営又は設置する水道のみ資格基準を緩和することは適切でない。
- ・国の基準で資格者の確保の問題及び事故等は生じていない。

12 高齢者、障害者等の移動等の円滑化による信号機等の設置

平成24年4月1日施行

第2次一括法による改正の概要

交通安全特定事業により設置される信号機等の基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 交通安全特定事業とは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、高齢者、障害者などの移動の円滑化に必要な信号機等を設置する事業。(視覚障害者用付加装置、経過時間表示機能付き歩行者用信号機など)

国の基準 省令(国家公安委員会規則)

・視覚障害者用付加装置(歩行者用青信号の開始と継続を音響で知らせる装置)付き信号機等を設置すること 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：交通安全特定事業により設置される信号機等

○省令で定める基準のとおり規定

・ユニバーサルデザインの思想から、統一性が望ましい。

13 有料自動車駐車場の利用に関する標識

平成24年4月1日施行

第2次一括法による改正の概要

有料自動車駐車場の利用に関する標識の表示基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、道路法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 条例の基準となる政省令はなし。ただし、国道は省令(道路法施行規則)で定める。

愛知県の基準

対象：豊橋駅西地下駐車場

○省令で定める国道の表示基準に「自動車の種別」を追加

1 駐車場の額 2 自動車を駐車させることができる時間 3 駐車料金の徴収方法
4 割増金の徴収に関する注意事項 6 その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

+

5 駐車させることができる自動車の種別

・県民の利便性や安全確保面を考慮し、一般的となっている国道の表示基準を採用するのが望ましい。

14 指定猟法禁止区域等を表示する標識

平成24年10月16日施行

第2次一括法による改正の概要

指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 省令（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則）

・指定猟法禁止区域等の標識（制札、標柱）の寸法 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県内全域の鳥獣保護区等

○省令で定める基準の寸法のとおり規定

・狩猟では離れた場所から認識することもあり、これまで全国統一の規格で設置され広く狩猟者に認識されている現在の寸法のままが望ましい。

15 都市公園の設置

平成24年10月16日施行

第2次一括法による改正の概要

都市公園の設置基準は、従来は国の法令で全国一律に規定されていたが、都市公園法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

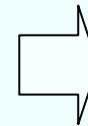
国の基準 法律、政令（都市公園法施行令）

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

・街区公園の標準面積：0.25ha、近隣公園の標準面積：2ha、地区公園の標準面積：4ha、
運動公園、広域公園の標準面積：その機能を十分発揮できる敷地面積

（都市公園内の建築物の割合（建ぺい率））

・原則として敷地面積の100分の2まで、運動施設、休養施設等は通常の100分の2のほか
100分の10を上乗せ、文化財等は通常の100分の2のほか100分の20を上乗せ 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県の都市公園

○都市公園の配置及び規模、建ぺい率ともに法令で定める基準のとおり規定

・都市公園の配置及び規模、建ぺい率の基準について、いずれも過去に特段の支障もなく、今後の計画においても特に支障となることが想定されないため、基準のとおりとした。

16 流域下水道の構造

平成24年10月16日施行

第2次一括法による改正の概要

下水道の排水施設及び処理施設の構造及び維持管理の基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、下水道法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 政令（下水道法施行令）

- ・下水道の排水施設・処理施設の構造の基準（排水管の内径は100mm以上とすること等）
- ・都市下水路の維持管理の基準（浚渫（しゅんせつ）は原則として1年に1回以上行う等） 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：県営の流域下水道

○政令で定める基準のとおり規定

- ・維持管理上、特段の支障がないため、基準のとおりとした。

17 雨水貯留浸透施設等を表示する標識

平成24年10月16日施行

第2次一括法による改正の概要

雨水貯留浸透施設等を表示する標識に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、特定都市河川浸水被害対策法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

- ※ 雨水貯留浸透施設等を表示する標識とは、特定都市河川流域内において、知事の許可を受けて雨水浸透阻害行為を行う者が雨水貯留浸透施設の設置を行った場合や、一定規模以上の防災調整池を保全調整池として県が指定した場合に知事が設置するもの。（施設の名称、施設の容量及び構造の概要、施設の管理者及びその連絡先などを表示）

国の基準 省令（特定都市河川浸水被害対策法施行規則）

- ・雨水貯留浸透施設については、施設の名称、容量及び構造の概要、管理者及びその連絡先等を明示すること 等



参酌すべき基準

愛知県の基準

対象：新川流域、境川・猿渡川流域

○省令で定める基準のとおり規定

- ・国の基準は、標識設置の目的である周知に適切な記載事項が設定されており、支障がないため、基準のとおりとした。

18 病院及び診療所の人員配置及び施設基準等

第2次一括法による改正の概要

平成24年12月21日施行

病院及び診療所の設備及び運営に関する基準等は、従来は国の法令で全国一律に規定されていたが、医療法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 省令（医療法施行規則）

- ・ 病院の従業者の配置基準（診療放射線技師、事務員その他の従業者は適当数）
- ・ 療養病床を有する病院等の施設の基準（談話室、食堂、浴室の設置、食堂の面積）等



参酌すべき基準

- ・ 薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士の配置基準 等



従うべき基準

愛知県の基準

対象：県内全域（政令市・中核市における薬剤師の配置基準は適用外）

○省令で定める基準のとおり規定

- ・ 国の基準は、病院及び診療所の最低基準を定めるもので、これまで当該施設において適切に運営が行われているため、基準のとおりとした。

19 食品衛生検査施設の設備及び運営

改正の概要

平成24年12月21日施行

食品衛生検査施設の設備及び人員配置に関する基準は、従来は国の政省令で全国一律に規定されていたが、食品衛生法施行令の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準 省令（食品衛生法施行規則）

- ・ 施設の職員配置基準（検査又は試験のために必要な職員を置くこと）



参酌すべき基準

- ・ 施設の設備基準（理化学検査室、事務室等を設けること、純水装置、定温乾燥機等必要な機器を備えること）等



従うべき基準

愛知県の基準

対象：県の食品衛生検査施設（衛生研究所、食品衛生検査所、保健所（一宮、半田、衣浦東部、豊川））

○省令で定める基準のとおり規定

- ・ 国の基準は、必要な食品衛生検査が可能となるよう基準が定められており、これまで支障なく適切に検査が行われているため、基準のとおりとした。

20 公共職業能力開発施設を行う職業訓練

平成24年12月21日施行

第1次・第2次一括法による改正の概要

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する基準は、従来は国の法令で全国一律に規定されていたが、職業能力開発促進法の改正により、地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 公共職業訓練・・・公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練（普通課程と短期課程）及び高度職業訓練（専門（短期）課程と応用（短期）課程）

※ 公共職業能力開発施設・・・国・都道府県・市町村が職業訓練を行う、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等

国の基準 法律、省令（職業能力開発促進法施行規則）

- ・施設外訓練の対象（知識習得型かつ短期課程で、簡易な設備を使用して行われるもの）に準ずる訓練であること
- ・無料の公共職業訓練の対象者に関する基準（短期課程の普通職業訓練を受講する離転職者）等



参酌すべき基準

- ・普通職業訓練における職業訓練指導員の資格（知事の免許を受けた者又は同等以上の能力を有すると認められる者）



従うべき基準

愛知県の基準

対象：県の公共職業能力開発施設（名古屋高等技術専門学校等）

○省令で定める基準のとおり規定

- ・本県の職業訓練の状況を踏まえ、愛知県職業能力開発審議会での意見を考慮して、国の基準のとおりとした。